

型式承認書

大阪府大阪市東成区深江北二丁目1番10号

ヤマトプロテック株式会社 代表取締役社長 乾 雅俊 殿

船舶安全法第6条ノ4第1項の規定により、下記の物件について型式承認をする。

なお、国土交通大臣が必要あると認め、指示したときは、同物件について国土交通大臣が船舶等型式承認規則第6条の規定に準じて行う試験を受けなければならない。

1 物件の名称 小型船舶用粉末消火器

2 物件の型式 S S A - 4 X

令和元年6月7日

国土交通大臣

石井 啓

